

2025 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ネ ー フ ォ ワ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 辻 庸 介
グ ル ー プ C E O
(コード番号：3994 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員グループ CFO 長尾 祐美子
(TEL. 03-6453-9160)

新株予約権（業績連動型新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 4 日付の取締役会において、過去に業績連動型新株予約権として発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2025 年 11 月 4 日に公表した連結子会社の異動（株式譲渡）に伴う通期業績予想の修正及び中長期財務ターゲット変更のお知らせに記載のとおり、当社は同日付けで連結子会社であるスマートキャンプ株式会社の全保有株式を譲渡いたしました。これにより、当社グループの主要セグメントのひとつである SaaS Marketing セグメント全体が連結の範囲から除外されるという大幅な事業ポートフォリオの変化が生じたため、以下のとおり行使条件を変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

第 13 回新株予約権（2025 年 1 月 14 日開催の取締役会決議）

3. 変更の内容（変更箇所には下線を付しています。）

	変更前	変更後
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、以下の条件を満たしている場合に、当該新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、以下に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずるときには、かかる端数を切り捨	① 新株予約権者は、以下の条件を満たしている場合に、当該新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、以下に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずるときには、かかる端数を切り捨

てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の計算書類（連結計算書類を作成した場合には連結計算書類）その他の会計情報に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社の取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。 （ア）新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち任意の25%に相当する個数の新株予約権（1個未満の端数は切り捨てるものとする。） 2027年12月から2028年11月（以下本（ア）から（エ）において「同期間」という。）の連結損益計算書の売上高の金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。 ①<u>1,100</u>億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②<u>1,000</u>億円以上<u>1,100</u>億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③<u>900</u>億円以上<u>1,000</u>億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% （イ）新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちの上記（ア）に記載した25%に相当する個数の新株予約権を除く、任意の25%に相当する個数の新株予約権（1個未満の端数は切り捨てるものとする。）	てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の計算書類（連結計算書類を作成した場合には連結計算書類）その他の会計情報に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社の取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。 （ア）新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち任意の25%に相当する個数の新株予約権（1個未満の端数は切り捨てるものとする。） 2027年12月から2028年11月（以下本（ア）から（エ）において「同期間」という。）の連結損益計算書の売上高の金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。 ①<u>1,000</u>億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②<u>900</u>億円以上<u>1,000</u>億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③<u>800</u>億円以上<u>900</u>億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% （イ）新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちの上記（ア）に記載した25%に相当する個数の新株予約権を除く、任意の25%に相当する個数の新株予約権（1個未満の端数は切り捨てるものとする。）
---	---

2028年11月のSaaS ARRの金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、SaaS ARRは、各ドメインのストック収入合計額を12倍して算出するものとする。 ①880億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②800億円以上880億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③720億円以上800億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% (ウ)新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち上記(ア)及び(イ)に記載した50%に相当する個数の新株予約権を除く、任意の25%に相当する個数の新株予約権(1個未満の端数は切り捨てるものとする。) 同期間における連結EBITDAの金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、EBITDAは、同期間における当社連結計算書における営業損益、償却費、営業費用に含まれる税金費用、株式報酬費用を加算したものを指す。 ①350億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②300億円以上350億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③250億円以上300億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% (エ)新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちの上記(ア)から(ウ)に記載した75%に相当する個数の新株予約権を除く、すべての新株予約権(1個未満の端数は切り捨てるも	2028年11月のSaaS ARRの金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、SaaS ARRは、各ドメインのストック収入合計額を12倍して算出するものとする。 ①880億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②800億円以上880億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③720億円以上800億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% (ウ)新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち上記(ア)及び(イ)に記載した50%に相当する個数の新株予約権を除く、任意の25%に相当する個数の新株予約権(1個未満の端数は切り捨てるものとする。) 同期間における連結EBITDAの金額に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、EBITDAは、同期間における当社連結計算書における営業損益、償却費、営業費用に含まれる税金費用、株式報酬費用を加算したものを指す。 ①320億円以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②270億円以上320億円未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③220億円以上270億円未満の場合、上記新株予約権のうち20% (エ)新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちの上記(ア)から(ウ)に記載した75%に相当する個数の新株予約権を除く、すべての新株予約権(1個未満の端数は切り捨てるも
---	---

	のとする。) 同期間における調整後事業キャッシュフローマージンの比率に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、調整後事業キャッシュフローマージンは、同期間の当社連結計算書における営業損益、償却費、営業費用に含まれる税金費用、株式報酬費用、M&A等によって生じる一過性費用を加算し、HIRAC FUNDに関する利益(営業投資有価証券売上高 - 営業投資有価証券売上原価 - 投資償却損)を減算(損失の場合は足し戻し)したものに、同期間におけるソフトウェア資産計上額を減算し、同期間における契約負債の増減を調整(増加した場合は加算、減少した場合は減算)したものを分子とし、同期間の当社連結計算書における売上高からHIRAC FUND関連売上を差し引きしたものを分母として除したものを指す。 ①25%以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②20%以上25%未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③15%以上20%未満の場合、上記新株予約権のうち20%	のとする。) 同期間における調整後事業キャッシュフローマージンの比率に応じて、以下のいずれかの割合を限度として行使できるものとする。なお、調整後事業キャッシュフローマージンは、同期間の当社連結計算書における営業損益、償却費、営業費用に含まれる税金費用、株式報酬費用、M&A等によって生じる一過性費用を加算し、HIRAC FUNDに関する利益(営業投資有価証券売上高 - 営業投資有価証券売上原価 - 投資償却損)を減算(損失の場合は足し戻し)したものに、同期間におけるソフトウェア資産計上額を減算し、同期間における契約負債の増減を調整(増加した場合は加算、減少した場合は減算)したものを分子とし、同期間の当社連結計算書における売上高からHIRAC FUND関連売上を差し引きしたものを分母として除したものを指す。 ①25%以上の場合、上記新株予約権のうち100% ②20%以上25%未満の場合、上記新株予約権のうち80% ③15%以上 20%未満の場合、上記新株予約権のうち 20%
--	--	--

以上